

社会保険ひろしま

第910号

- 【ご案内】 算定基礎届の手続きには、「電子申請」をご利用ください！
- 【ご案内】 「オンライン事業所年金情報サービス」をご利用ください！
- 【ご案内】 令和6年10月から短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大が行われます
- 年金だより
- 令和6年度健康づくり講座のご案内
- 健診結果が [要治療] [要精密検査] の方へ 早めの医療機関の受診をお願いします
- 特定健診の受診をご家族(被扶養者)におすすめてください！



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和6年4月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		60,816	59,869
船舶所有者数		247	330
被保険者数	男性	511,664人	381,732人
	女性	344,932人	265,419人
	船員	2,988人	3,290人

日本年金機構からのお知らせ

ご案内 算定基礎届の手続きには、「電子申請」をご利用ください！

算定基礎届等の社会保険（健康保険・厚生年金保険）手続きは、「電子申請」をご利用ください。主要な届出※の電子申請割合は、令和5年度末に70%を超えています。

※ 資格取得届・資格喪失届・算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・被扶養者（異動）届・国民年金第3号被保険者関係届
メリットがたくさんあります

紙の届出と比べ、**処理が速く、**
通知がすぐに届きました

届書を印刷する**手間がなくなりま**
した



届出のための**移動時間や交通費、**
郵送費を削減できました

操作が難しいイメージがありましたが、
実際使ってみると簡単でした

<詳しくは>

- ・メリットや申請方法を解説した動画
- ・具体的な操作手順を記載したガイドブック

こちら



日本年金機構 電子申請

検索

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

ご案内 「オンライン事業所年金情報サービス」をご利用ください！

「オンライン事業所年金情報サービス」は、被保険者データや毎月の社会保険料額等の**各種情報・通知書**をオンラインで受け取れるサービスです。

受け取れる情報・通知書

受け取れる情報・通知書	内容
被保険者データ	社会保険に加入している従業員等の情報（氏名や報酬等） 日本年金機構が提供する「届書作成プログラム」に取り込むことで、簡易に届書を作成し、電子申請が可能
社会保険料額情報	月末に納付する社会保険料の見込額
保険料増減内訳書	保険料の増減の対象となる被保険者および理由
保険料納入告知額・領収済額通知書	当月の口座振替額と前月の領収額をお知らせする通知書
その他情報	個人ごとの賞与保険料等

保険料増減内訳書（イメージ）

増減内訳書					令和6年5月分	
基本保険料 (円)	本月増減額 (円)	前月までの積算額 (円)	告知額 (円)	毎月基本保険料 (円)	合計	
276,330	18,300		294,630	284,360		
個人毎	納付年月日	処理コード	氏名	納付年月日	標準報酬月額	半月増減額
R060507	200	甲会 太郎	R060501	300		54,900
R060509	201	甲会 花子	R060501	200		-36,600

保険料納入告知額・領収済額通知書（イメージ）

保険料納入告知額・領収済額通知書	
告知額	領収済額
告知額	領収済額

<詳しくは>

- ・メリットや申請方法を解説した動画
- ・具体的な操作手順を記載したガイドブック

こちら



オンライン事業所年金情報サービス

検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html

被保険者データのCDによる提供を終了します

郵便事故による個人情報漏えいの防止や環境負荷の軽減の観点から、**被保険者データを収録したCDの提供は、令和7年3月末をもって終了する予定です。**終了後も被保険者データを利用する場合は、オンライン事業所年金情報サービスをご利用ください。詳しくは、上記の日本年金機構ホームページをご確認ください。

令和6年10月から短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大が行われます

令和6年10月から、被保険者数が51人以上の企業等（現在は被保険者数101人以上の企業等）で働く以下の要件にすべて該当する短時間労働者（パート・アルバイト）の方は、社会保険の加入が義務化されます。

<加入対象（短時間労働者）の要件>

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 週の所定労働時間が20時間以上 | <input type="checkbox"/> 2カ月を超える雇用の見込みがある |
| <input type="checkbox"/> 所定内賃金が月額8.8万円以上 | <input type="checkbox"/> 学生ではない |

○被保険者数が51人以上の企業等とは

厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数（※）が、1年のうち6カ月以上51人以上となることが見込まれる企業等のことです。

※ 法人事業所の場合は、法人番号が同一であるすべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は、適用事業所単位の被保険者数となります。

上記に該当する事業所は、適用拡大の対象となる従業員についての各種届書の準備、社内周知、従業員への説明等早めの準備をお願いします。詳しくは適用拡大特設サイト（厚生労働省）の「人事・労務管理者向け 社会保険適用拡大のこんなとき！どうする？手引き」や下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ特集ページ」をご確認ください。



適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>



年金だより

令和6年度「わたしと年金」エッセイ募集のご案内

日本年金機構は、厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置づけ、国民の皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための周知・啓発活動を展開しています。

この取り組みの一環として、広く皆さまから公的年金をテーマにしたエッセイを募集します。

公的年金の大切さや意義を、皆さまと一緒に考えていきたいと思っておりますので、ふるってご応募ください。

【募集作品】 公的年金の大切さ、応募者ご自身やご家族との公的年金制度のかかわりなど、「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ

【募集期間】 令和6年6月3日（月）～令和6年9月9日（月）当日消印有効

【応募資格】 中学生以上の方

【賞】 厚生労働大臣賞・日本年金機構理事長賞・優秀賞・入選

【発表】 受賞作品は、11月に日本年金機構ホームページで発表します。

※募集の詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



日本年金機構公式X（旧Twitter）@Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>

2024年
6月

協会けんぽ

広島支部からのお知らせ

加入者の皆様へお知らせいたしますようお願いいたします



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康 いろは

協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康 かえで

令和6年度 健康づくり講座のご案内

先着
200回限定
(無料)

健康宣言に取り組む事業所様を対象に「健康づくり講座」を開催しています。各講座
内容の知識を有した専門家が、みなさまの健康維持・増進をサポートします。**令和6
年度より1社につき2回まで受講可能になりました!**

詳細はこちら



「**ひろしま企業健康宣言**」にエントリーしている事業所様が対象です!
エントリーがまだの事業所様は、この機会にぜひエントリーをお願いします!

エントリーは
こちらから



■ ご希望の講座を「1つ」選び、希望欄へ○印をご記入ください。

講座名	希望欄	開催地区	実施委託機関
女性の健康課題		西	(一社)ヘルスケアマネジメント協会
		東	(株)メディカルフィットネスB-1
生活習慣病予防		西	(一社)ヘルスケアマネジメント協会
		東	(株)メディカルフィットネスB-1
禁煙		西	(一社)ヘルスケアマネジメント協会
		東	(株)メディカルフィットネスB-1
メンタルヘルス		西	(株)三十八花堂
		東	
運動 (ヨガ・ストレッチ)		西	(株)広島元気いっぱいプロジェクト
		東	
運動 (肩こり・腰痛予防 ・転倒防止)		西	(株)広島元気いっぱいプロジェクト
		東	

■ 実施会場

- ①訪問型：お申込みいただいた事業所内
(訪問型は、5名以上の参加者がいる場合に限りです。)
- ②遠隔型：オンラインにて実施

■ 開催日時

平日9時～17時 時間：60分程度
※ご希望に添えない場合もございます。予めご了承ください。

■ 申込期限

実施希望日の1か月前まで

■ 開催期間

令和7年3月14日まで

講座を2回申込まれる場合は、
申込書を2枚提出してください。

※開催地区は以下の市郡で選択してください。

- 西** 広島市、安芸高田市、江田島市、大竹市、呉市、
廿日市市、東広島市、安芸郡、山県郡、竹原市、豊田郡
- 東** 庄原市、尾道市、福山市、府中市、三原市、神石郡、
世羅郡、三次市

必要事項をご記入いただき、
FAXまたは**郵送**にてお送りください。

FAX **082-568-1130**
※おかけ間違いにご注意ください

〒732-8512
郵送 広島市東区光町1-10-19
全国健康保険協会広島支部

住所 (実施場所)	〒						
事業所名称							
電話番号	()	-	FAX番号	()	-		
メールアドレス	@			健康保険証記号 (7~8桁の数字)			
担当者氏名	参加 予定人数		希 望 名 開催方法		訪問・オンライン		
ご希望日時※	第1 希望	月 日() 時~	第2 希望	月 日() 時~	第3 希望	月 日() 時~	

※希望日時の1か月前までのお申込みをお願いします

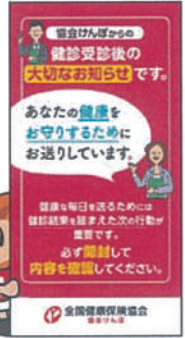
健診結果が[要治療][要精密検査]の方へ 早めの医療機関の受診をお願いします

以下の(1)~(3)全てに該当する方に対して、医療機関への受診をお勧めするご案内をお届けしています。

- (1) 生活習慣病予防健診を受診した方
- (2) 生活習慣病予防健診受診前1か月および生活習慣病予防健診受診後3か月以内に、医療機関への受診が確認できない方
- (3) 以下の基準のうち、いずれか1つでも該当する方

血圧値		血糖値		LDL コレステロール
収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c	
160mmHg以上	100mmHg以上	126mg/dL以上	6.5%以上	180mg/dL以上

こちらの
ご案内です!



生活習慣病は自覚症状が現れにくいですが、放置してしまうと脳卒中や心臓病などの重大な疾患を発症するリスクが高まります。**ご自分のため、ご家族のため**に受診していただきますようお願いいたします。

事業主様・ご担当者様へ

健診結果が「要治療」「要精密検査」の従業員様に対して、受診を促すお声がけを必ずしていただくとともに、従業員様が受診できるようご配慮をお願いします。

特定健診の受診をご家族(被扶養者)におすすめてください!

特定健診(特定健康診査)とは、40歳~74歳までのご家族(被扶養者)が対象の健診です。ご家族の健康のため、年に1度受診していただくようお願いします。

お近くの健診機関(医療機関)で受診!

- 県内約60機関にて**無料**で受診可能!
- 県内約1,400機関にて自己負担1,496円で受診可能!

無料の機関はこちら!



自己負担1,496円の機関はこちら!



どこで受診できるの?



地域の集団健診で受診!

- お近くの商業施設や公共施設等にて**無料**で受診可能!
 - 血管年齢測定等のオプションがつけられる会場もありおススメ!
- ※実施会場のお近くにお住まいの方に、順次ご案内をお届けしています。

開催情報・お申込み等はこちら!



市区町村が実施しているがん検診と協会けんぽの特定健診を同時に受けられる場合もあります。がん検診についての詳細は、お住いの市区町村にてご確認をお願いします。

事業主様・ご担当者様へ

従業員の皆様が安心して働き続けられるよう、従業員様を通じて、対象年齢のご家族の皆様へ特定健診を受診していただくよう、積極的なお声がけをお願いします。

協会けんぽ広島支部からのお知らせ

(2024年6月号)

<発行> 全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問合せ
はこちら

電話番号 082-568-1011(代表)

平日のみ 8:30~17:15

※おかけ間違いにご注意ください



今月のTOPICS

健康経営スタートセミナー -職場におけるメンタルヘルス対策- にぜひご参加ください!

広島県主催の健康経営スタートセミナーが開催されます。参加費無料、オンライン開催のセミナーです。

6月7日(金) 14:00~15:15

7月10日(水) 10:00~11:15

お申込み・セミナーの詳細はこちら

※いずれも内容は同じです。

